

議案第70号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
 - (1) 取手市立老人福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地
 - (2) 取手市立老人福祉センターさくら荘
取手市岡1025番地
 - (3) 取手市立障害者福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地

- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立老人福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘及び取手市立障害者福祉センターあけぼのの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。